

関市教育長 様

住 所  
氏 名

関市指定文化財の管理について

関市指定文化財の指定申請書を提出するにあたり、関市文化財保護条例（昭和42年関市条例第13号）の規定を遵守いたします。

記

- 1 文化財の名称 落洞1号古墳
- 2 員数 1基
- 3 所在地 関市武芸川町小知野字落洞401

改正

昭和51年3月29日条例第16号

平成16年10月6日条例第21号

平成17年9月29日条例第41号

関市文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、関市内に存する文化財で、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び岐阜県文化財保護条例(昭和29年岐阜県条例第37号。以下「県条例」という。)の適用をうけないもののうち、市にとって重要なものについて必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

第2章 指定文化財

(指定)

- 第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、前条に掲げる文化財のうち、特に価値が高く市民の利益を助長し、永く市にとって重要なものを市長と協議のうえ、関市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財の所有者(管理責任者、保持者又は保持団体を含む。以下同じ。)の申請又は同意を得なければならない。ただし、所有者の判明しないときは、この限りでない。
  - 3 第1項の規定により指定したときは、その旨を告示するとともに、所有者に指定書(無形文化財の保持者又は保持団体に対しては認定書)を交付するものとする。
  - 4 第1項の規定により指定をした後においても、無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
  - 5 指定文化財の所有者は、その所有権を変更しようとするときは、20日以前に委員会に届出なければならない。
  - 6 第1項の規定による指定は、第3項の規定による公示があった日からその効力を生ずる。

(解除)

- 第4条 指定文化財がその価値を失ったとき、法又は県条例の適用をうけるに至ったとき市域内に存有しなくなったとき、その他特別の理由がある場合は、委員会は市長と協議のうえ、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定により解除した場合は、これを告示するとともに所有者に通知するものとする。
  - 3 無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したときは、その認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合委員会は、その旨を公示しなければならない。
  - 4 前2項の通知をうけた所有者又は相続人は、10日以内に指定書又は認定書を委員会に返付しなければならない。

(補助)

第5条 指定文化財の管理又は修理に関し、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で市は必要な条件を付し、補助金を交付することができる。

(所有者の管理義務)

第6条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第7条 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代り当該文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

(公開)

第8条 委員会は、指定文化財の所有者に対し、1カ月以内の期間を定めて、委員会の行う公開の用に供するため当該文化財(記録を含む。)の出品を勧奨することができる。

2 市は、前項の規定による公開に要する費用の全部又は一部を負担することができる。

(届出)

第9条 指定文化財の所有者、又はその相続人は、次に掲げる場合は速やかに委員会に届出なければならない。

(1) 住所、氏名が変更したとき。

(2) 指定文化財の所在を変更したとき。

(3) 第7条の管理責任者を選任又は解任したとき。

(4) 指定文化財の全部又は一部が滅失、き損、亡失若しくは盗みとられたとき。ただし、無形文化財にあっては、保持者が死亡したとき又は保持団体が名称、事務所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、若しくは解散したとき。

(5) 指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(管理又は修理に関する助言)

第10条 指定文化財の管理が適当でない場合若しくは、き損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は所有者に管理の方法若しくは修理等について助言することができる。

(調査)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、文化財の所有者に対し、当該文化財の現状又は管理等の状況について調査又は報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 委員会は、この条例の規定により補助金の交付をうけた所有者がこの条例に基づいて付した条件に違反したとき、その他特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

### 第3章 文化財審議会

(設置)

第13条 委員会の諮問機関として、関市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第14条 審議会は、委員会の諮問に応じて文化財の調査、研究にあたり、その保存、指導及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を委員会に建議する。

(組織)

第15条 審議会は、委員若干名で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

6 委員会は、委員又は臨時委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員又は臨時委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指示する委員がその職務を代理する。

(議事)

第17条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第4章 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月6日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月29日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。